

香芝市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和4年2月16日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中村 良路

<対象：会計課>

- 1 監査実施年月日 令和3年10月25日
- 2 監査結果報告年月日 令和3年11月26日
- 3 措置状況通知 令和4年2月1日香会第30号

| 番号 | 定期監査意見（要望事項） | 措置結果 | 措置内容 |
|----|--|------|---|
| 1 | <p>地方自治法第232条の3の規定により、契約などの支出負担行為は、その裏付けとなる支出科目が設定されていることやその設定された科目の予算の範囲内で行うこととされている。</p> <p>各所管で購入されているA4コピー用紙及びトイレットペーパー（以下「共同調達物品」という。）は、会計課が年度初めに実施する総額競争方式による入札（以下「物品入札」という。）により、それぞれ単価契約が締結され、その契約に基づき、各所管で注文・購入されているが、当該契約に基づき購入される共同調達物品全体の購入限度額を裏付ける予算の範囲については不明瞭であった。</p> <p>以上から、物品入札を行う際は、物品入札に係る予算の範囲を明確にして、適正な入札の実施に努められたい。</p> | 措置済 | <p>共同調達物品購入費の予算計上は各課で行っているため、会計課において、その予算総額の把握はできておりません。今後、財政課による情報提供あるいは、各課に照会等を行うことで予算の把握に努め、前年度実績から設定した購入限度額が予算の範囲内であるかの確認を行えるように協議しております。</p> |